

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

群馬県立伊勢崎興陽高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（２）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 以下のいずれかに該当する
 - ア：調査書における学習成績概評が「A」に該当する
 - イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する
 - ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
 - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - (i)：調査書における学習成績概評が概ね「B」に該当する
 - (ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる
- ③ 以下のいずれかに該当する
 - ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある
 - イ：進学先での学修に対する意欲が認められる